



事 務 連 絡

平成14年 3月14日

地 方 社 会 保 険 事 務 局

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

平成14年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について（事務連絡）

平成14年度診療報酬改定に関連する通知として、3月8日付けで、「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成14年3月8日保医発第0308001号）及び「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年3月8日保医発第0308002号）を发出したところであるが、これらの通知について、別紙1及び別紙2のとおり訂正するので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び
老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）
の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）

別添1

医科診療報酬点数表及び老人医科診療報酬点数表に関する事項

<通則：医科診療報酬点数表に関する事項>

- 4 基本診療料に係る施設基準、届出等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等（平成14年3月厚生労働省告示第73号）」に基づくものとし、その具体的な取り扱いについては別途通知する。
- 5 特掲診療料に係る施設基準、届出等の取扱いについては、「特掲診療料の施設基準等（平成14年3月厚生労働省告示第74号）」に基づくものとし、その具体的な取り扱いについては別途通知する。

第1章 基本診療料及び老人基本診療料

第1部 初・再診料（医科診療報酬点数表関係）

第1節 再診料

A001 再診料

- (5) 人工腎臓を実施している状態にある患者については、月4回目以降の受診の場合であっても、「1」の「ロ」又は「2」の「ロ」により算定するものであるが、この取扱いは、当該患者が再診時に人工腎臓を実施した場合に限り適用されるものとする。

第2部 入院料等及び老人入院料等

<通則>

3 入院期間の確認について（入院料の支払要件）

(1) 保険医療機関の確認等

イ 保険医療機関は、当該患者の退院に際しては、他保険医療機関からの当該患者の入院履歴に係る問い合わせに対し速やかに対応できるよう必要な体制を整えておくこと。円滑な運用のために退院証明書（別紙様式1又はこれに準ずる様式による文書を退院証明書を参照）として患者に渡すことが望ましい。

ウ ア、イに定める確認等を怠っている場合は、入院料は算定できないものであること。

8 退院時処方に係る薬剤料の取扱い

投薬に係る費用が包括されている入院基本料（療養病棟入院基本料等）又は特定入院料（特殊疾患療養病棟入院料等）を算定している患者に対して、退院時に退院後に居宅において使用するための薬剤を投与した場合は、当該薬剤に係る費用（薬剤料に限る。）は、算定できる。

9 定数超過入院に該当する保険医療機関、医療法に定める人員標準を著しく下回る保険医療機

関の取扱いについては、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法（平成14年3月厚生労働省告示第75号）」に基づくものとし、その具体的な取扱いについては別途通知する。

- 10 複合病棟に関する取扱いについては、「複合病棟に関する基準等（平成12年3月厚生省告示第70号）」に基づくものとし、その具体的な取扱いについては別途通知する。

第1節 入院基本料（医科診療報酬点数表関係）

A107 老人病棟入院基本料

(1) 老人病棟入院基本料は、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年3月厚生省告示第72号）別表第一（以下「老人医科点数表」という。）の老人病棟老人入院基本料の「注1」又は「注2」の届出を行った老人病棟に入院している患者について、入院基本料又は特別入院基本料を算定する。

(2) その他老人病棟入院基本料の算定方法については、老人保健の老人病棟老人入院基本料の例による。

~~(2) 浣腸、注腸、吸入等基本診療料に含まれるものとされている簡単な処置及びこれに伴い使用する薬剤又は特定保険医療材料の費用については老人病棟入院基本料に含まれる。~~

~~(3) 患者が他の病棟から老人病棟入院基本料を算定する病棟に移動した日については、当該患者について老人病棟入院基本料を算定する。当該移動の日に行った投薬等老人病棟入院基本料に包括される診療行為の費用は、老人病棟入院基本料に含まれ、他の病棟等において算定できない。~~

~~(4) 老人病棟入院基本料を算定する病棟については、「注4」に掲げる入院基本料等加算について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。~~

第1節の2 老人入院基本料（老人医科診療報酬点数表関係）

2 老人療養病棟入院基本料

(1) 患者が他の病棟から老人療養病棟入院基本料を算定する病棟に移動した日においては、当該患者について老人療養病棟入院基本料を算定する。当該移動の日に行った老人療養病棟入院基本料に包括される診療行為の費用は老人療養病棟入院基本料に含まれ、他の病棟等において算定できない。

~~(2) 「注4」に掲げる加算については、健康保険の療養病棟入院基本料の例による。~~

(2) その他老人療養病棟入院基本料の算定方法については、健康保険の療養病棟入院基本料の算定方法の例によるものとする。

8 老人病棟老人入院基本料

(1) 老人病棟老人入院基本料は、「注1」の老人入院基本料、「注2」の老人特別入院基本料から構成され、それぞれ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た老人病棟に入院している患者について、老人入院基本料1等の各区分の所定点数を算定する。

(2) 浣腸、注腸、吸入等基本診療料に含まれるものとされている簡単な処置及びこれに伴い使用する薬剤又は特定保険医療材料の費用については老人病棟入院基本料に含まれる。

~~(3) 患者が他の病棟から老人病棟老人入院基本料を算定する病棟に移動した日においては、~~

当該患者について老人病棟老人入院基本料を算定する。当該移動の日に行った老人病棟老人入院基本料に包括される診療行為の費用は老人病棟老人入院基本料に含まれ、他の病棟等において算定できない。

(4) 老人病棟老人入院基本料を算定する病棟は、老人慢性疾患の患者を入院させる施設として特に認められたものであり、他の病棟への移動は医療上特に必要がある場合に限るものとし、単に検査のために短期間他の病棟に転棟すること等は認められないこと。

なお、必要があって他の病棟へ移動した場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書に詳細に記載すること。

(5) 老人病棟老人入院基本料を算定する病棟については、「注4」に掲げる入院基本料等加算について、それぞれ算定要件を満たす場合に算定できる。

11 入院診療計画未実施減算、院内感染防止対策未実施減算、医療安全管理体制未整備減算及び褥瘡対策未実施減算に係る取扱いについては、健康保険の例によるものとする。

第2節 入院基本料等加算（医科診療報酬点数表関係）

A 2 2 6 - 2 緩和ケア診療加算

(1) 本加算は、一般病床に入院する悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群の患者のうち、疼痛、倦怠感、呼吸困難等の身体的症状又は不安、抑うつなどの精神症状を持つ者に対して、当該患者の同意に基づき、症状緩和に係る専従のチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）による診察が行われた場合に算定する。

A 2 2 8 精神科応急入院施設管理加算

(1) 精神科応急入院施設管理加算の算定の対象となる応急入院患者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第33条の4第1項に規定する応急入院患者及び同法第34条第1項から第3項までの規定により移送された患者（以下「応急入院患者等」という。）であり、その取り扱いについては昭和63年4月6日健医発433号厚生省保健医療局長通知に則して行うこと。

A 2 3 1 児童・思春期精神科入院医療管理加算

(3) 当該加算を算定する場合には、医師は看護師、精神保健福祉士及び臨床心理技術者等と協力し、保護者等と協議の上、別紙様式3又はこれに準ずる様式を用いて、詳細な診療計画を作成すること。また、作成した診療計画を保護者等に説明の上交付するとともにその写しを診療録に添付すること。なお、これにより入院診療計画の基準を満たしたものとされるものであること。

第3節 特定入院料（医科診療報酬点数表関係）

A 3 0 0 救命救急入院料

(3) 「注3」に規定する掲げる加算については急性薬毒物中毒（催眠鎮静剤、抗不安剤による中毒を除く。）が疑われる患者に対して原因物質の分析等、必要な救命救急管理を実施した場合に算定する。

A 3 0 7 小児入院医療管理料

(1) 小児入院医療管理料は、届け出た保険医療機関（特定機能病院を除く。）における入院中の15歳未満の患者を対象とする。ただし、当該患者が他の特定入院料を算定できる場合は、小

児入院医療管理料は算定しない。

- (2) 「注2」に掲げる加算については、当該入院医療管理料を算定する病棟において算定するものであるが、小児入院医療管理料3を算定する医療機関にあっては、院内の当該入院医療管理料を算定する患者の全てについて算定できる。
- (5) 小児入院医療管理料1及び2において、当該入院医療管理料に係る算定要件に該当しない患者が当該病棟に入院した場合には、当該医療機関が算定している一般病棟入院基本料又は専門病院入院基本料を算定する。

第3節の2 老人特定入院料（老人医科診療報酬点数表関係）

5 入院診療計画未実施減算、院内感染防止対策未実施減算、医療安全管理体制未整備減算及び褥瘡対策未実施減算に係る取扱いについては、健康保険の例によるものとする。

第2章 特掲診療料及び老人特掲診療料

<通則>

第1部に規定する特定疾患療養指導料、ウイルス疾患指導料、小児特定疾患カウンセリング料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、皮膚科特定疾患指導管理料、慢性疼痛疾患管理料及び小児悪性腫瘍患者指導管理料並びに第2部第2節の各区分に規定する在宅療養指導管理料及び第8部精神科専門療法に掲げる心身医学療法は同一月に算定できない。

<通則の2>

医科点数表第2章第1部指導管理等の区分B001の「1」ウイルス疾患指導料、「6」てんかん指導料、「7」難病外来指導管理料、「8」皮膚科特定疾患指導管理料、「17」慢性疼痛疾患管理料、老人医科点数表第2章第1部指導管理等の「1」老人慢性疾患外来総合診療料、「2」老人慢性疾患外来共同指導料、「3」老人慢性疾患生活指導料及び「6」痴呆患者在宅療養指導管理料、医科点数表第2章第2部第2節の各区分の在宅療養指導管理料及び老人医科点数表第2章第2部在宅医療の「2」寝たきり老人訪問指導管理料並びに医科点数表第2章第8部精神科専門療法の区分I004心身医学療法は、同一月に算定できない。

第1部 指導管理等（医科診療報酬点数表関係）

B001 特定疾患治療管理料

8 皮膚科特定疾患指導管理料

- (2) 皮膚科特定疾患指導管理料(I)の対象となる特定疾患は、天疱瘡、類天疱瘡、エリテマトーデス（紅斑性狼瘡）、紅皮症、尋常性乾癬、掌蹠膿疱症、先天性魚鱗癬、類乾癬、扁平苔癬並びに結節性痒疹及びその他の痒疹（慢性型で経過が1年以上のものに限る。）であり、皮膚科特定疾患指導管理料(II)の対象となる特定疾患は、帯状疱疹、じんま疹、アトピー性皮膚炎（16歳以上の患者が罹患している場合に限る。）、尋常性白斑及び円形脱毛症である。ただし、アトピー性皮膚炎については、外用療法を必要とする場合に限り算定できる。

第1部の2 指導管理等（老人医科診療報酬点数表関係）

2 老人慢性疾患外来共同指導料

- (2) 老人慢性疾患外来共同指導料は、悪性新生物及び慢性疾患（「特掲診療料の施設基準等」（平成14年3月厚生労働省告示第74号）別表第~~キ~~ニの(2)に掲げる慢性疾患に限る。）を有する患者について算定するものであること。

第2部 在宅医療（医科診療報酬点数表関係）

第1節 在宅患者診療・指導料

C000 往診料

- (8) 同一の患家で2人以上の患者を診療した場合は、2人目以降の患者については往診料又は在宅患者訪問診療料を算定せず、初診料又は再診料若しくは外来診療料及び特掲診療料を算定する。この場合において、2人目以降のそれぞれの患者の診療に要した時間が1時間を超えた場合は、その旨を診療報酬明細書の摘要欄に記載し、往診料の「注2」の加算又は在宅患者訪問診療料の「注3」の加算の点数を算定する。

- (17) 往診を求められて患家へ~~おもむいた~~赴いたが、既に他医に受診していたため、診察を行わないで帰った場合の往診料は、療養の給付の対象としない扱いとする。従って患者負担とする。

C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

- (1) 在宅持続陽圧呼吸療法とは、睡眠時無呼吸症候群である患者について、在宅において実施する呼吸療法をいう。

- (2) 対象となる患者は、以下のすべての基準に該当する患者とする。ただし、無呼吸低呼吸指数が40以上である患者については、~~イ及びウ~~の要件を満たせば対象患者となる。

ア 無呼吸低呼吸指数（1時間当たりの無呼吸数及び低呼吸数をいう）が20以上

イ 日中の傾眠、起床時の頭痛などの自覚症状が強く、日常生活に支障を来している症例

ウ 睡眠ポリグラフィー上、頻回の睡眠時無呼吸が原因で、睡眠の分断化、深睡眠が著しく減少又は欠如し、持続陽圧呼吸療法により睡眠ポリグラフィー上、睡眠の分断が消失、深睡眠が出現し、睡眠段階が正常化する症例

第2部の2 在宅医療（老人医科診療報酬点数表関係）

1 寝たきり老人在宅総合診療料

- (14) 24時間連携体制加算の取扱い

エ 24時間連携体制加算を算定する保険医療機関にあっては、患者又はその家族等の同意を得て、寝たきり老人在宅総合診療料の算定対象となる在宅寝たきり老人等の療養に必要な情報を連携医師、連携保険医療機関、連携地域医師会等に対して予め文書（特掲施設基準通知「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年3月8日保医発第0308003号）に示した様式又はこれに準じた様式の文書に限る。）をもって提供し、その写しを診療録に添付しておくこと。

また、その後必要に応じて在宅寝たきり老人等の療養に必要な情報は、当該連携医師等に対し随時（容態の変化等があった場合には速やかに）、同様の様式の文書をもって提供し、その写しを診療録に添付しておくこと。

第3部 検査（医科診療報酬点数表関係）

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

D007 血液化学検査

- (9) 「10」のシアル酸について、区分「D015」の「1」のC反応性蛋白（CRP）定性、同区分「2」のC反応性蛋白（CRP）定量又は同区分「4」の血清アミロイドA（SAA）蛋白精密測定と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

D012 感染症血清反応

(13) インフルエンザウイルス抗原精密測定

- ア 「16」のインフルエンザウイルス抗原精密測定は、発症後48時間以内に実施した場合に限り算定することができる。
- イ 本検査と本区分「9」のウイルス抗体価のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型~~又は~~又は「16」のノイラミニダーゼを併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
- ウ 本検査は光学的抗原抗体反応（OIA法）により実施した場合にも算定できる。

(14) ノイラミニダーゼ

- イ ノイラミニダーゼと本区分「9」のウイルス抗体価のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型~~又は~~又は「16」のインフルエンザウイルス抗原精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(29) 「29」の(1→3)-β-D-グルカン

は、発色合成基質法又は比濁時間分析法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。

なお、本検査を「18」のカンジダ抗原、「21」のD-アラビニトール、「23」のアスペルギルス抗原~~又は~~又は「25」のクリプトコックス・ネオフォルマンس抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

~~(30) 「37」のHTLV-I抗体価精密測定（ウエスタンブロット法）は、「11」のHTLV-I抗体価又は「25」のHTLV-I抗体価精密測定によって陽性が確認された症例について、確定診断の目的で行われた場合にのみ算定できる。~~

~~(34) HIV-1核酸同定検査~~

- ア 「36」のHIV-1核酸同定検査はPCR法により、「15」のHIV-1抗体価若しくは「16」のHIV-1、2抗体価が陽性の場合の確認診断又はHIV-1陽性者である母親からの新生児における診断に用いた場合にのみ算定できる。

- イ HIV-1核酸同定検査と「35」のHIV-1抗体価精密測定を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定するものとする。

~~(35) 「37」のHTLV-I抗体価精密測定（ウエスタンブロット法）は、「11」のHTLV-I抗体価又は「25」のHTLV-I抗体価精密測定によって陽性が確認された症例について、確定診断の目的で行われた場合にのみ算定できる。~~

D013 肝炎ウイルス関連検査

- (7) 「~~14~~14」のHBV核酸定量測定は、分岐DNAプローブ法による。

D 0 2 0 抗酸菌分離培養検査

- (2) 「1」の抗酸菌分離培養検査1は、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(12) HIV-1 核酸増幅定量精密検査

ア 「9」のHIV-1 核酸増幅定量精密検査はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又は区分「D 0 1 2」感染症血清反応の「15」のHIV-1 抗体価又は「16」のHIV-1, 2抗体価が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。

イ HIV-1 核酸増幅定量精密検査と区分「D 0 1 2」感染症血清反応の「35」のHIV-1 抗体価精密測定を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。

第2款 検体検査判断料

D 0 2 6 検体検査判断料

- (6) 注3に規定する検体検査管理加算(I)は入院中の患者及び入院中の患者以外の患者に対し、検体検査管理加算(II)は入院中の患者に対して、検体検査を実施し検体検査判断料のいずれかを算定した場合に、患者1人につき月1回に限り加算するものであり、検体検査判断料を算定しない場合に本加算は算定できない。

また、基本的検体検査判断料(I)又は(II)の注2に掲げる加算を算定した場合には、本加算は算定できない。

- (7) 入院中の患者について注3に規定する検体検査管理加算(II)を算定している保険医療機関であっても、入院中の患者以外の患者について検体検査管理加算(I)を算定することができる。

~~また、基本的検体検査判断料(I)又は(II)の注2に掲げる加算を算定した場合には、本加算は算定できない。~~

第2節 病理学的検査

第1款 病理学的検査実施料

D 1 0 1 病理組織顕微鏡検査

- (7) 当該検査をヘリコバクター・ピロリ感染診断を目的に行う場合の保険診療上の~~取扱い~~取扱いについては、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。

第3節 生体検査料

D 2 2 4 終末呼気炭酸ガス濃度測定

- (2) 閉鎖式全身麻酔を実施した際に区分「L 0 0 8」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の~~「注6」~~を算定した日と同一日には算定できない。

D 2 3 6-2 光トポグラフィー

- (1) 光トポグラフィーは以下のア又はイの場合に限り、各手術前に一回のみ算定できる。

ア 言語野関連病変(側頭葉腫瘍等)又は正中病変における脳外科手術にあたり言語優位半球を同定する必要がある場合

イ 難治性てんかんの外科的手術にあたりてんかん焦点計測を目的に行われた場合

- (2) 当該検査を算定するにあたっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

D 2 3 9 筋電図検査

「1」については、顔面及び躯幹の場合にあつては、左右、腹背を問わずそれぞれ1肢として扱い、「2」及び「3」については、検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず、一連として所定点数により算定する。「3」については多発性硬化症、運動ニューロン疾患等の神経系の運動障害の診断を目的として、~~単発もしくは若しくは~~二連発磁気刺激法により行った場合に算定する。

D 2 8 2 - 2 PL(Preferential Looking)法

- (1) PL法は4歳未満の乳幼児又は通常の視力検査で視力測定ができない患者に対し、粟屋二Mohindra方式等の測定装置を用いて視力測定を行った場合に算定する。

第4部 画像診断（医科診療報酬点数表関係）

第1節 エックス線診断料

E 0 0 1 写真診断

- (3) 写真診断に掲げる所定点数は、フィルムへのプリントアウトを行わずに画像を電子媒体に保存した場合にも算定できる。

E 0 0 2 撮影

- (3) 特殊撮影とは、動態撮影、重複撮影、立体撮影、パントモグラフィー、断層撮影（同時多層撮影、回転横断撮影を含む。）及びスポット撮影（胃、胆嚢及び腸）をいう。なお、胃のスポット撮影、胆嚢スポット撮影及び腸スポット撮影については、消化管撮影の一連の診断行為の~~一~~1つとみなされる場合であっても、第1節エックス線診断料の「2」の適用の対象とする。

E 0 0 3 造影剤注入手技

- (8) 経皮経肝胆道造影における造影剤注入手技は区分「D 3 1 4」に準じて算定し、胆管に留置したドレーンチューブ等からの造影剤注入手技は区分「E 0 0 3」の「6」の「ロ」に準じて算定する。
- (9) 腎腫瘍診断における酸素注入手技料（直腸壁の周囲の仙骨側へ針を挿入し食塩水5mL程度注入して正しい位置に針先のあることを~~確かめ~~確かめて酸素の注入管とつなぎかえ酸素約1リットルを入れ、約2時間後にエックス線撮影して腎腫瘍を診断する。）は、区分「J 0 1 0」に準じて算定し、酸素代については別に加算できない。

E 0 0 4 基本的エックス線診断料

- (7) 単純撮影を2枚以上撮影した場合又は間接撮影を行った場合の~~手技料~~手技料にあつても、手技料は基本的エックス線診断料に含まれ、別に算定できない。

第2節 核医学診断料

2 ラジオアイソトープの費用

ラジオアイソトープの費用を算定する場合は、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」の定めると

ころによる。

E101 シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影

- (1) シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影は、同一のラジオアイソトープを使用し使用した一連の検査につき、撮影の方向、スライスの数、撮影の部位数及び疾病の種類等にかかわらず所定点数のみにより算定する。

E101-2 ポジトロン断層撮影

- (2) ^{18}F FDGを用いたポジトロン断層撮影については、てんかん、虚血性心疾患、悪性腫瘍（脳腫瘍、頭頸部癌、肺癌、乳癌、膵癌、転移性肝癌、大腸癌、悪性リンパ腫、悪性黒色腫及び原発不明癌に限る。）の診断を目的とし、次の表に定める要件を満たす場合に限り算定する。

6. 頭頸部癌	以下のいずれかに該当する患者に使用する。 <ul style="list-style-type: none">・ 他の検査、画像診断により頭頸部癌の存在を疑うが、病理診断により確定診断が得られない患者・ 他の検査、画像診断により病期診断、転移・再発の診断が確定できない患者
---------	---

第3節 コンピューター断層撮影診断料

E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影

- (4) 「注3」における「造影剤を使用した場合」とは、静脈内注射等により造影剤使用撮影を行った場合をいう。ただし、経口造影剤を使用した場合は除く。

第5部 投薬（医科診療報酬点数表関係）

第3節 薬剤料

F200 薬剤

(5) ビタミン剤

イ ビタミン剤に係る薬剤料が算定できるのは、医師が当該ビタミン剤の投与が有効であると判断し、適正に投与された場合に限られるものであり、具体的には、次のような場合をいう。ただし、薬事法上の承認内容に従って投与された場合に限る。

(イ) 無菌食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食又はガラクトース血症食を食している場合

第5節

F400 処方せん料

- (6) 臨時的に内服薬の追加投与等を行った結果、1処方につき内服薬が7種類以上となる場合には、処方せんの備考欄にその必要性を記載する。

その他、臨時的に内服薬の追加投与を行った場合の取扱いについてはF200薬剤料の(4)に準じるものとする。

第7部 リハビリテーション（医科診療報酬点数表関係）

第1節 リハビリテーション料

H000 心疾患リハビリテーション料

- (1) 心疾患リハビリテーション料は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届出を行った病院である保険医療機関に限って算定できる。

H001 理学療法

- (6) 肺機能訓練については、理学療法の「集団療法」の所定点数により算定する。この場合、肺機能訓練と同時に行った酸素吸入の費用は、理学療法の~~簡単なもの~~集団療法の所定点数に含まれる。

(8) 理学療法(I)及び(II)

ア 理学療法(I)は、別に厚生労働大臣が定める総合的なリハビリテーションの施設基準

（「総合リハビリテーション施設」）に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届出を行った保険医療機関において、総合的に個々の症例に応じて理学療法を行った場合に算定する。

サ 理学療法の実施に当たっては、医師は定期的な運動機能検査をもとに、理学療法の効果判定を行い、理学療法実施計画を作成する必要がある。なお、理学療法を実施する場合は、開始時及びその後~~3~~3か月に1回以上患者に対して当該理学療法実施計画の内容を説明し、その要点を診療録に記載する。

(9) 理学療法(III)

オ 理学療法の実施に当たっては、医師は定期的な運動機能検査をもとに、理学療法の効果判定を行い、理学療法実施計画を作成する必要がある。なお、理学療法を実施する場合は、開始時及びその後~~3~~3か月に1回以上患者に対して当該理学療法実施計画の内容を説明し、その要点を診療録に記載する。

H002 作業療法

- (7) 作業療法の実施に当たっては、医師は定期的な作業能力検査をもとに作業療法の効果判定を行い、作業療法実施計画を作成する必要がある。なお、作業療法を実施する場合は、開始時及びその後~~3~~3か月に1回以上患者に対して当該作業療法実施計画の内容を説明し、その要点を診療録に記載する。

- (8) 「注5」に規定する加算の取扱いは、理学療法の例による。

H002-2 リハビリテーション総合計画評価料

- (1) リハビリテーション総合計画評価料は、定期的な医師の診察及び運動機能検査又は作業能力検査等の結果に基づき医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同してリハビリテーション総合実施計画を作成し、これに基づいて行った理学療法又は作業療法等の効果、実施方法等について共同して評価を行った場合に算定するものであること。

- (2) リハビリテーション総合計画評価料の最初の算定が入院中に行われた患者が退院した場合については引き続き入院中の患者であるものとみなして、また、最初の算定が入院中以外に行われた患者が入院した場合については引き続き入院中以外の患者であるものとみなして算定するものであること。

ただし、当該リハビリテーション総合計画評価料の最初の算定が入院中以外に行われた患者が入院した場合であって、再度患者の病態等の変化を考慮の上、医師の診察及び運動機能

検査又は作業能力検査等をもとに(1)に掲げる要件を満たすリハビリテーション総合実施計画の作成及び評価を行った場合は入院中の患者であるものとして算定するものであること。

- (3) 医師等の従事者は、共同してリハビリテーション総合実施計画書（別紙様式13）を作成し、その内容を患者に説明のうえ交付するとともに、その写しを診療録に添付する。

H003 言語聴覚療法

(2) 言語聴覚療法は、医師の指導監督のもとで行われるものであり、医師又は言語聴覚士（平成15年3月31日までの間は、言語聴覚士法（平成9年法律第132号）の施行の際（平成10年9月1日）現に病院、診療所その他同法付則第2条に定める厚生労働省令で定める施設において適法に同法第2条に規定する業務を業として行っていた者を含む。以下同じ。）により実施された場合に算定する。

(4) 言語聴覚療法の実施に当たっては、医師は定期的な言語聴覚機能能力に係る検査をもとに、言語聴覚療法の効果判定を行い、言語聴覚療法実施計画を作成する必要がある。なお、言語聴覚療法を実施する場合は、開始時及びその後3か月に1回以上患者に対して当該言語聴覚療法実施計画の内容を説明し、その要点を診療録に記載する。

第7部の2 リハビリテーション（老人医科診療報酬点数表関係）

1 老人理学療法

(2) 外来移行加算を算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に退院日及び注5に掲げる加算が算定された旨を記載することとする。

第8部 精神科専門療法（医科診療報酬点数表関係）

第1節 精神科専門療法料

I014 痴呆患者特殊療法料

(1) 痴呆患者特殊療法料は、老人診療報酬の例により算定することとし、その実施上の留意事項は、老人保健福祉局から別途通知されることによる。なお、「2」及び「3」については、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして都道府県知事に届出を行った保険医療機関にあっては、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の規定に基づく地方社会保険事務局長への届出が行われたものとみなす。

~~都道府県知事に届出を行った保険医療機関にあっては、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の規定に基づく地方社会保険事務局長への届出が行われたものとみなす。~~

第10部 手術（医科診療報酬点数表関係）

<通則>

2 「通則1」及び「通則2」は、手術料算定の内容には次の3通りあることを示しており、輸血料については、手術料の算定がなくとも単独で算定できる。

① 手術料（+薬剤料等）

② 手術料+輸血料（+薬剤料等）

③ 輸血料（+薬剤料等）

11 「通則12」の加算は、次のいずれかに該当する患者に対して全身麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を伴う観血的手術を行った場合に1回に限り算定する。ただし、同一日に複数の手術を行った場合は、主たる手術についてのみ加算する。

≠(1) 感染症法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準により医師により届け出が義務付けられているメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症の患者（診断した医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、かつ、病原体診断がなされたもの。）

≠(2) HBs又はHBe抗原精密測定によって抗原が陽性と認められたB型肝炎患者

≠(3) HCV抗体価精密測定又はHCV抗体価検査によってHCV抗体が陽性と認められたC型肝炎患者

≠(4) 微生物学的検査により結核菌を排菌していることが術前に確認された結核患者

14 「通則13」の休日加算、時間外加算又は深夜加算の対象となる時間の取扱いは初診料と同様である。また、「通則13」の加算に係る適用の範囲および「所定点数」については、「通則7」の加算の取扱いと取扱いと同様（本通則8参照）である。なお、番号区分「K780」同種腎移植術の「注2」に規定する死体腎移植加算について、「通則13」の加算を算定する場合は、同種腎移植の開始時間により要件の該当の有無を判断するのではなく、死体腎の摘出術の開始時間をもって判断する。

16 同一手術野又は同一病巣における算定方法

(4) 指に係る同一手術野の範囲

指に係る同一手術野の範囲と算定方法については次の通りである。

ア 第1指から第5指までを別の手術野とする次に掲げる手術のうち、2つ以上の手術を同一指について行った場合には、「通則15」における「別に厚生労働大臣が定めた場合」に該当する場合を除き、当該手術の中で主たる手術の所定点数のみを算定する。なお、複数指について行った場合には、それぞれの指について算定する。

(イ) 第1指から第5指（中手部・中足部若しくは中手骨・中足骨を含む。）のそれぞれを同一手術野とする手術は、次に掲げる手術である。

区分「K028」腱鞘切開術

区分「K034」腱切離術・腱切除術

区分「K035」腱剝離術

区分「K037」腱縫合術

区分「K038」腱延長術

区分「K039」腱移植術（人工腱形成術を含む。）の「1」指（手、足）

区分「K040」腱移行術の「1」指（手、足）

区分「K046」骨折観血的手術

(ロ) 第1指から第5指（中手部・中足部若しくは中手骨・中足骨を含まない。）のそれぞれを同一手術野とする手術は、次に掲げる手術である。ただし、合指症手術にあつては各指間のそれぞれを同一手術野とする。

区分「K089」爪甲除去術

区分「K100」多指症手術

区分「K090」瘰癧手術

区分「K101」合指症手術

区分「K091」陥入爪手術

区分「K102」巨指症手術

区分「K099」指癬痕拘縮手術

区分「K103」屈指症手術、斜指症手術

第1節手術料の項で「指（手、足）」と規定されている手術（区分「K046」骨折観血的手術」、区分「K039」臍移植術（人工臍形成術を含む。）の「1」指（手、足）及び、区分「K040」臍移行術の「1」指（手、足）を除く。）

第1節 手術料

第2款 筋骨格系・四肢・体幹

K030 ~~四肢軟部悪性腫瘍手術~~四肢軟部腫瘍摘出術

皮膚又は皮下にある腫瘍に係る手術については、区分「K005」皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）又は区分「K006」皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）に準じて算定する。

K062 先天性股関節脱臼非観血的整復術

(1) 先天性股関節脱臼非観血的整復術のギプス料は、区分「~~K934~~」127」先天性股関節脱臼ギプス包帯（~~両側~~）により算定する。

第7款 胸部

K511 肺切除術

(1) 肺切除術に当たって自動縫合器を使用した場合は、「注2」「注」の加算点数に4個を限度として使用個数を乗じて得た点数を加算する。ただし、肺気腫に対する正中切開による肺縫縮術に当たって自動縫合器を使用した場合は、「注2」「注」の加算点数に10個を限度として使用個数を乗じて得た点数を加算する。

K514 肺悪性腫瘍手術

肺悪性腫瘍手術において肺縫縮又は気管支断端縫合を行うに当たって自動縫合器を使用した場合は、「注2」の加算点数に4個を限度として使用個数を乗じて得た点数を加算する。

~~肺門リンパ節、縦隔リンパ節等のリンパ節郭清を伴わない胸腔鏡下肺切除術を行った場合には、胸腔鏡下肺切除術により算定する。~~

K514-2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術

肺門リンパ節、縦隔リンパ節等のリンパ節郭清を伴わない胸腔鏡下肺切除術を行った場合には、胸腔鏡下肺切除術により算定する。

K522 食道狭窄拡張術

(1) マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療養に係る費用は、所定点数に含まれる。

K526 食道腫瘍摘出術

「1」内視鏡によるものについて、マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。

K532 食道・胃静脈瘤手術

開腹による食道静脈瘤の手術は食道静脈瘤手術の「1」により算定する。

K533 食道・胃静脈瘤硬化療法

(2) 内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術は食道・胃静脈瘤硬化療法に準じて算定する。

第8款 心・脈管

K614-3 経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）

同一医療機関において同一患者に5年間において、同一標的病変に対して実施する区分「K614」経皮的冠動脈形成術、区分「K614-2」経皮的冠動脈血栓切除術、区分「K614-3」経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）又は区分「K615」経皮的冠動脈ステント留置術の合計回数は2回以下を標準とする。なお、やむを得ない理由によりこれを超える回数的手術を実施する場合には、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記すること。

ア 過去の実施時期

イ 実施した手術及びそれぞれの実施時において使用した経皮的冠動脈形成術用カテーテル、アテレクトミーカテーテル、高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル及び冠動脈用ステントセットの使用本数

ウ 今回、経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）を実施する理由及び医学的な根拠

K615 経皮的冠動脈ステント留置術

(3) 同一医療機関において同一患者に5年間において、同一標的病変に対して実施する区分「K614」経皮的冠動脈形成術、区分「K614-2」経皮的冠動脈血栓切除術、区分「K614-3」経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）又は区分「K615」経皮的冠動脈ステント留置術の合計回数は2回以下を標準とする。なお、やむを得ない理由によりこれを超える回数的手術を実施する場合には、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記すること。

ア 過去の実施時期＝

第9款 腹部

K654 内視鏡的消化管止血術

(2) マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療法に係る費用は、その費用は所定点数に含まれる。

K655 胃切除術、K657 胃全摘術

(2) 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、「注参1」の加算点数に2個を限度として使用個数を乗じて得た点数を加算する。

(3) 有茎腸管移植を併せて行った場合は、「注参2」の加算を算定する。

第12款 女子性器

K913 新生児仮死蘇生術

新生児仮死蘇生術は、「通則参7」の新生児加算を算定できる。

第2節 輸血料

K920 輸血

(16) 「注9」に規定する「輸血に伴って行った供血者の諸検査」には、HCV抗体価精密測定検査、HIV-1抗体価測定検査、HIV-1₂抗体価測定検査、HTLV-I抗体価測定検査及び不規則抗体検査等が含まれ、これらの検査に係る費用は別に算定できない。

第11部 麻酔（医科診療報酬点数表関係）

第1節 麻酔料

L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

(10) 所定点数に含まれる費用

エ 経皮的動脈血酸素飽和度測定又は終末呼気炭酸ガス濃度測定に要する費用は、~~それぞれ~~
~~本区分の「注5」又は「注6」に掲げる加算の~~所定点数に含まれ、本区分の所定点数を算
定した同一日においては、麻酔の前後にかかわらず、経皮的動脈血酸素飽和度測定及び終
末呼気炭酸ガス濃度測定は別に算定できない。

第3章の2 介護老人保健施設入所者に対する医療に係る診療料（老人医科診療報酬点数表関係）

第2部 併設保険医療機関以外の保険医療機関の医療に関する事項

4 その他の診療料

(1) 施設入所者に対する診療料として併設保険医療機関以外の保険医療機関が算定できるのは
別紙1のとおりであること。

情報提供先市町村

市町村長 殿

紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号
医師氏名

患者氏名
性別 (男 ・ 女) 生年月日 明・大・昭 年 月 日生 (歳) 職業
住所
電話番号

診療形態	1. 外来 2. 往診 3. 入院 (平成 年 月 日)	情報提供回数	回
傷病名 (疑いを含む)	1. 脳梗塞 (ア.脳血栓 イ.脳塞栓 ウ.不明) 2. 脳出血 3. クモ膜下出血		
	4. その他の脳血管障害		
	発症年月日	平成 年 月 日	
	受診年月日	平成 年 月 日	
初発 / 再発	1. 初発 2. 再発 (年 月 日 初発)		

その他の傷病名

寝たきり度 (該当するものに○)

J 一部自立 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。
A 準寝たきり 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。
B 寝たきり 1 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドの上の生活が主体であるが座位を保つ。
C 寝たきり 2 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。

日常生活活動 (ADL) の状況 (該当するものに○)

移動	自立・一部介助・全面介助	食事	自立・一部介助・全面介助
排泄	自立・一部介助・全面介助	入浴	自立・一部介助・全面介助
着替	自立・一部介助・全面介助	整容	自立・一部介助・全面介助

痴呆性老人の日常生活自立度 (該当するものに○)

I 何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II 日常生活に支障を来すような症状、行動や意志疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立可能。
III 日常生活に支障を来すような症状、行動や意志疎通の困難さが時々みられ、介護を必要とする。
IV 日常生活に支障を来すような症状、行動や意志疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。
M 著しい精神症状や問題行動あるいは、重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。

病状・既往歴・治療状況・退院の年月日等

訪問診療 有 ・ 無 訪問看護 有 ・ 無

必要と考える保健福祉サービスの内容等提供する情報の内容

注意 1. 必要がある場合には、続紙に記載して添付すること。
2. わかりやすく記入すること。
3. 必要な場合は、家庭環境等についても記載すること。

患者氏名	男・女	生年月日(明・大・昭・平)	年	月	日(歳)	利き手	右・右(矯正)・左				
主治医	リハ担当医	PT	OT	ST	看護	SW等					
原因疾患(発症・受傷日)		合併疾患・コントロール状態 (高血圧、心疾患、糖尿病等)		廃用症候群 □軽度 □中等度 □重度 □起立性低血圧 □静脈血栓		リハビリテーション歴					
日常生活自立度: J1, J2, A1, A2, B1, B2, C1, C2				痴呆性老人の日常生活自立度判定基準: I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, M							
評価項目・内容(コロン(:)の後に具体的内容を記入。)											
心身機能・構造	<input type="checkbox"/> 意識障害:(3-3-9:) <input type="checkbox"/> 痲瘓: <input type="checkbox"/> 知的障害: <input type="checkbox"/> 精神障害: <input type="checkbox"/> 中枢性痲痺 (ステージ・グレード)右上肢: 右手指: 右下肢: 左上肢: 左手指: 左下肢: <input type="checkbox"/> 筋力低下(部位, MMT:) <input type="checkbox"/> 不随意運動・協調運動障害: 基本動作 <input type="checkbox"/> 立位保持(装具:) □手放し, □つかまり, □不可 <input type="checkbox"/> 平行棒内歩行(装具:) □独立, □一部介助, □全介助 <input type="checkbox"/> 訓練室内歩行(装具:) □独立, □一部介助, □全介助			<input type="checkbox"/> 知覚障害(□視覚, □表在覚, □深部覚, □その他:) <input type="checkbox"/> 音声・発話障害(□構音障害, □失語症)(種類:) <input type="checkbox"/> 失行・失認: <input type="checkbox"/> 摂食機能障害: <input type="checkbox"/> 排泄機能障害: <input type="checkbox"/> 呼吸・循環機能障害: <input type="checkbox"/> 拘縮: <input type="checkbox"/> 褥瘡: <input type="checkbox"/> 疼痛:							
	自立度		日常生活(病棟)実行状況:「している“活動”」			訓練時能力:「できる“活動”」					
ADL・ASL等		自	監	一	全	非	独	監	一	全	非
		立	視	助	助	施	立	視	助	助	施
屋外歩行											
階段昇降											
廊下歩行											
病棟トイレへの歩行											
病棟トイレへの車椅子駆動(屋)											
車椅子・ベッド間移乗											
椅子座位保持											
ベッド起き上がり											
食事											
排尿(昼)											
排尿(夜)											
整容											
更衣											
装具・靴の着脱											
入浴											
コミュニケーション											
活動度 日中臥床: □無, □有(時間帯:) 理由) 日中座位: □椅子(背もたれなし), □椅子(背もたれあり), □椅子(背もたれ, 肘うけあり), □車椅子, □ベッド上, □キャッチアップ											
参加	職業 (□無職, □病欠中, □休職中, □発症後退職, □退職予定) (職種・業種・仕事内容:)			社会参加(内容・頻度等)							
	経済状況()			余暇活動(内容・頻度等)							
心理	障害の受容(□ショック期, □否認期, □怒り・恨み期, □悲観・抑うつ期, □解決への努力期, □受容期)			依存欲求(□強い, □中程度, □普通, □弱い)							
	機能障害改善への固執(□強い, □中程度, □普通, □弱い)			独立欲求(□強い, □中程度, □普通, □弱い)							
環境	同居家族:			家屋:							
	親族関係:			家屋周囲: 交通手段:							
第三者の	発病による家族の変化										
	□社会生活: □健康上の問題の発生: □心理的問題の発生:										

基本方針	本人の希望
	家族の希望
リスク・疾病管理(含:過用・誤用)	
リハビリテーション終了の目安・時期	外泊訓練の計画

	目標(到達時期)	具体的アプローチ
参加 「主目標」	退院先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親族宅 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他: 復職 <input type="checkbox"/> 復職復帰 <input type="checkbox"/> 転職 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他: (仕事内容:) 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有: 家庭内役割: 社会活動: 趣味:	
活動 (すべて実行状況)	自宅内歩行 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (器具・杖等:) 屋外歩行 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (器具・杖等:) 交通機関利用 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (種類:) 車椅子 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 電動 <input type="checkbox"/> 手動 (使用場所:) (駆動 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助)(移乗 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助:) 排泄 <input type="checkbox"/> 自立:形態 <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 立ち便器 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 介助: 食事 <input type="checkbox"/> 箸自立 <input type="checkbox"/> フォーク等自立 <input type="checkbox"/> 介助: 整容 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: 更衣 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: 入浴 <input type="checkbox"/> 自宅浴槽自立 <input type="checkbox"/> 介助: 家事 <input type="checkbox"/> 全部実施 <input type="checkbox"/> 非実施 <input type="checkbox"/> 一部実施: 書字 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 利き手交換後自立 <input type="checkbox"/> その他: コミュニケーション <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題有り:	
心身機能 構造	基本動作(訓練室歩行等) 要素的機能(拘縮・麻痺等)	
心理	機能障害改善への固執からの脱却:	
環境	自宅改造 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 福祉機器 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 社会保険サービス <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 身障手帳 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> その他: 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要:	
第三者の	退院後の主介護者 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族構成の変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族内役割の変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族の社会活動変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要:	

退院後又は終了後のリハビリテーション計画(種類・頻度・期間)	備考
--------------------------------	----

本人・家族への説明	年 月 日	本人サイン	家族サイン	説明者サイン
-----------	-------	-------	-------	--------

(リハビリテーション実施計画書及びリハビリテーション総合実施計画書記入上の注意)

- 日常生活自立度の欄については、「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について(平成3年11月18日 老健第102-2号)厚生労働大臣官房老人保健福祉部長通知によるランクJ1,J2,A1,A2,B1,B2,C1又はC2に該当するものであること。
- 痴呆老人の日常生活自立度判定基準の欄については、「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知によるランクI,IIa,IIb,IIIa,IIIb,IV又はMIに該当するものであること。
- 日常生活(病棟)実行状況:「している“活動”」の欄については、自宅又は病棟等における実生活で実行している状況についてであること。
- 訓練時能力:「できる“活動”」の欄については、機能訓練室又は病棟等における訓練・評価時に行なうことができる能力についてであること。

歯科診療報酬点数表及び老人歯科診療報酬点数表に関する事項

第1 歯科診療報酬点数表に関する事項

4 基本診療料に係る施設基準、届出等の取り扱いについては、「基本診療料の施設基準等（平成14年3月厚生労働省告示第73号）」に基づくものとし、その具体的な取り扱いについては別途通知する。

5 特掲診療料に係る施設基準、届出等の取り扱いについては、「特掲診療料の施設基準等（平成14年3月厚生労働省告示第74号）」に基づくものとし、その具体的な取り扱いについては別途通知する。

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

[通則]

5 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病床に入院（当該入院についてその理由等は問わない。）している期間中にある場合は、再診料（かかりつけ歯科医再診料を含む。）は算定できない。また、入院中の患者が当該入院の原因となった傷病につき、診療を受けた診療科以外の診療科で、入院の原因となった傷病以外の傷病につき再診を受けた場合においても、再診料（かかりつけ歯科医再診料を含む。）は算定できない。なお、この場合において、再診料（かかりつけ歯科医再診料を含む。）以外の検査、治療等の費用の請求については、診療報酬明細書は入院用を用いること。

ただし、歯科疾患以外の疾病で他科に入院中の患者が歯科に外来としてきている場合は再診料（かかりつけ歯科医再診料を含む。）を算定できる。

第1節

A001 かかりつけ歯科医初診料

(A) かかりつけ歯科医初診料を算定した患者であって、治療計画に基づく一連の治療が終了した日から起算して2か月を超えた場合に、当該患者に再度のかかりつけ歯科医初診料を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に当該患者の前回治療終了年月日を記載する。ただし、前回治療終了年月日から1年以上経過した場合にはこの限りでない。

(B) その他初診料と共通の項目については、区分「A000」初診料と同様であること。

第2部 入院料等

第2節 入院基本料等加算

第2章 特掲診療料

第4部 画像診断

[通則]

9 遠隔画像診断を行った場合は、送信側の保険医療機関において撮影料、診断料及び画像診断

管理加算（当該加算の算定要件を満たす場合に限る。）を算定できる。受信側の保険医療機関における診断等に係る費用については受信側、送信側の医療機関間における相互の合議に委ねるものとする。

※10 第4部に規定する画像診断料以外の画像診断料の算定は、医科点数表の例による。

※11 画像診断のために使用した造影剤は、区分「E301」に掲げる造影剤料により算定する。

※12 撮影した画像を電子媒体に保存した場合、保存に要した電子媒体の費用は撮影にかかる所定点数に含まれる。

※13 エックス線写真撮影の際に失敗等により、再撮影をした場合については再撮影に要した費用は算定できない。再撮影に要した費用は、その理由が患者の故意又は重大な過失による場合を除き、当該保険医療機関の負担とする。

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

[通則]

14 区分「~~M002~~→M000-2」補綴物維持管理料に係る社会保険事務局長への届出を行っていない保険医療機関において、歯冠補綴物やブリッジを製作し装着した場合には、当該歯冠補綴物等に係る補綴関連検査、歯冠修復及び欠損補綴に係る一連の費用を所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。また、当該歯冠補綴物等の製作に際し区分「I008」に掲げる根管充填を行った場合は、同区分注1の加圧根管充填に係る費用は算定しない。

第1節 歯冠修復及び欠損補綴診療料

M014 ジャケット冠

(3) ジャケット冠を装着するに当たり、

ア 歯冠形成を行った場合は1歯につき、生活歯に行う場合は区分「M001」歯冠形成の「1のロ」を、失活歯に行った場合は同区分の「2のロ」及び「2のロ」の「注」の加算を算定する。

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

第3 届出受理後の措置等

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。また、病床数に著しい増減があった場合にはその都度届出を行う。

次に掲げる事項についての一時的な変動についてはこの限りではない。

- (1) 平均在院日数並びに夜間勤務等看護加算の看護要員と入院患者数の比率及び月平均夜勤時間数については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
- (2) 医師と患者の比率については、暦月で3か月を超えない期間の次に掲げる範囲の一時的な変動（医療法に定める標準数を満たしていることが届出に係る診療料の算定要件とされている場合に限る。）

当該保険医療機関における医師の配置数が、医療法に定める標準数から1を減じた数以上である範囲

- ~~(3)~~ 看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）と入院患者の比率、並びに看護師及び准看護師（以下「看護職員」という）の最小必要数に対する看護師の比率については、暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
- ~~(4)~~ 医療法上の許可病床数（感染症病床を除く。）が100床未満の病院及び特別入院基本料を算定する保険医療機関にあっては、看護要員と入院患者の比率並びに看護職員の最小必要数に対する看護師の比率については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
- ~~(5)~~ 算定要件中の該当患者の割合については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

別添2（入院基本料等の施設基準等）

第3 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策等に関する基準

- 2 院内感染防止対策に関する基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。____
当該保険医療機関において、別紙様式4を参考として、院内感染防止対策委員会が設置され、対策がなされていること。対策が行われていない場合は、入院基本料等より減額となる。

別添4（特定入院料の施設基準等）

第8 小児入院医療管理料

会3 小児入院医療管理料に係る加算の施設基準

- (1) 当該病棟に小児入院患者を専ら対象とする保育士が1名以上常勤していること。
- (2) 内法による測定で30平方メートルのプレイルームがあること。プレイルームについては、当

該病棟内（小児入院医療管理料3においては、主として小児が入院する病棟）にあることが望ましい。

(3) プレイルーム内には、入院中の小児の成長発達に合わせた遊具、玩具、書籍等があること。

寺4 届出に関する事項

小児入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添6の様式31から様式31の3までを用いること。

第10 特殊疾患療養病棟入院料

1 特殊疾患療養病棟入院料に関する施設基準

(3) 特殊疾患療養病棟入院料2の施設基準

当該病棟の入院患者数の概ね8割以上が、重度の肢体不自由児（者）等の重度の障害者（ただし、(2)の字に掲げる脊髄損傷等の重度障害者、筋ジストロフィー患者及び神経難病患者を除く。）である。

患者氏名	男・女	生年月日(明・大・昭・平)	年	月	日(歳)	利き手	右・右(矯正)・左
主治医	リハ担当医	PT	OT	ST	看護	SW等	
原因疾患(発症・受傷日)		合併疾患・コントロール状態 (高血圧、心疾患、糖尿病等)		麻痺症候群 <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中程度 <input type="checkbox"/> 重度 <input type="checkbox"/> 起立性低血圧 <input type="checkbox"/> 静脈血栓		リハビリテーション歴	
日常生活自立度: J1, J2, A1, A2, B1, B2, C1, C2				痴呆性老人の日常生活自立度判定基準: I, IIa, IIb, IIIa, IIIb, IV, M			

評価項目・内容(コロン(:)の後に具体的内容を記入。)

心身機能・構造	<input type="checkbox"/> 意識障害:(3-3-9:)	<input type="checkbox"/> 知覚障害(<input type="checkbox"/> 視覚, <input type="checkbox"/> 表在覚, <input type="checkbox"/> 深部覚, <input type="checkbox"/> その他:)
	<input type="checkbox"/> 痴呆: <input type="checkbox"/> 知的障害: <input type="checkbox"/> 精神障害: <input type="checkbox"/> 中枢性麻痺 (ステージ・グレード)右上肢: 右手指: 右下肢: 左上肢: 左手指: 左下肢:	<input type="checkbox"/> 音声・発話障害(<input type="checkbox"/> 構音障害, <input type="checkbox"/> 失語症)(種類:) <input type="checkbox"/> 失行・失認: <input type="checkbox"/> 摂食機能障害: <input type="checkbox"/> 排泄機能障害: <input type="checkbox"/> 呼吸・循環機能障害: <input type="checkbox"/> 拘縮: <input type="checkbox"/> 褥瘡: <input type="checkbox"/> 疼痛:
基本動作	<input type="checkbox"/> 筋力低下(部位, MMT:)	<input type="checkbox"/> 拘縮: <input type="checkbox"/> 褥瘡: <input type="checkbox"/> 疼痛:
	<input type="checkbox"/> 不随意運動・協調運動障害: 立位保持(装具:) <input type="checkbox"/> 手放し, <input type="checkbox"/> つかまり, <input type="checkbox"/> 不可 平行棒内歩行(装具:) <input type="checkbox"/> 独立, <input type="checkbox"/> 一部介助, <input type="checkbox"/> 全介助 訓練室内歩行(装具:) <input type="checkbox"/> 独立, <input type="checkbox"/> 一部介助, <input type="checkbox"/> 全介助	

自立度	日常生活(病棟)実行状況:「している“活動”」					訓練時能力:「できる“活動”」				
	自	監	一	全	非	独	監	一	全	非
ADL・ASL等	立	視	助	助	施	立	視	助	助	施
屋外歩行					杖・装具:					杖・装具:
階段昇降					杖・装具:					杖・装具:
廊下歩行					杖・装具:					杖・装具:
病棟トイレへの歩行					杖・装具:					杖・装具:
病棟トイレへの車椅子駆動(昼)					装具:					装具:
車椅子・ベッド間移乗					装具:					装具:
椅子座位保持					装具:					装具:
ベッド起き上がり										
食事					用具:					用具:
排尿(昼)					便器:					便器:
排尿(夜)					便器:					便器:
整容					移動方法・姿勢:					移動方法・姿勢:
更衣					姿勢:					姿勢:
装具・靴の着脱					姿勢:					姿勢:
入浴					浴槽:					浴槽:
コミュニケーション										

活動度 日中臥床: 無, 有(時間帯:) 理由)
 日中座位: 椅子(背もたれなし), 椅子(背もたれあり), 椅子(背もたれ, 肘うけあり), 車椅子, ベッド上, キヤッチアップ

参加	職業 (<input type="checkbox"/> 無職, <input type="checkbox"/> 病欠中, <input type="checkbox"/> 休職中, <input type="checkbox"/> 発症後退職, <input type="checkbox"/> 退職予定) (職種・業種・仕事内容:)	社会参加(内容・頻度等)
	経済状況()	余暇活動(内容・頻度等)
心理	障害の受容(<input type="checkbox"/> ショック期, <input type="checkbox"/> 否認期, <input type="checkbox"/> 怒り・恨み期, <input type="checkbox"/> 悲観・抑うつ期, <input type="checkbox"/> 解決への努力期, <input type="checkbox"/> 受容期)	依存欲求(<input type="checkbox"/> 強い, <input type="checkbox"/> 中程度, <input type="checkbox"/> 普通, <input type="checkbox"/> 弱い)
	機能障害改善への固執(<input type="checkbox"/> 強い, <input type="checkbox"/> 中程度, <input type="checkbox"/> 普通, <input type="checkbox"/> 弱い)	独立欲求(<input type="checkbox"/> 強い, <input type="checkbox"/> 中程度, <input type="checkbox"/> 普通, <input type="checkbox"/> 弱い)
環境	同居家族:	家屋:
	親族関係:	家屋周囲: 交通手段:
第三者の不利者の	発病による家族の変化	
	<input type="checkbox"/> 社会生活: <input type="checkbox"/> 健康上の問題の発生: <input type="checkbox"/> 心理的問題の発生:	

基本方針	本人の希望
リスク・疾病管理(含:過用・誤用)	家族の希望
リハビリテーション終了の目安・時期	外泊訓練の計画

	目標(到達時期)	具体的アプローチ
参加 主目標	退院先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親族宅 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他: 復職 <input type="checkbox"/> 現職復帰 <input type="checkbox"/> 転職 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他: (仕事内容:) 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有: 家庭内役割: 社会活動: 趣味:	
活動 すべて実行状況	自宅内歩行 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (装具・杖等:) 屋外歩行 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (装具・杖等:) 交通機関利用 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: (種類:) 車椅子 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 電動 <input type="checkbox"/> 手動 (使用場所:) (駆動 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助)(移乗 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助:) 排泄 <input type="checkbox"/> 自立:形態 <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 立ち便器 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 介助: 食事 <input type="checkbox"/> 箸自立 <input type="checkbox"/> フォーク等自立 <input type="checkbox"/> 介助: 整容 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: 更衣 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助: 入浴 <input type="checkbox"/> 自宅浴槽自立 <input type="checkbox"/> 介助: 家事 <input type="checkbox"/> 全部実施 <input type="checkbox"/> 非実施 <input type="checkbox"/> 一部実施: 書字 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 利き手交換後自立 <input type="checkbox"/> その他: コミュニケーション <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題有り:	
心身機能 構造	基本動作(訓練室歩行等) 要素的機能(拘縮・麻痺等)	
心理	機能障害改善への固執からの脱却:	
環境	自宅改造 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 福祉機器 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 社会保障サービス <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 身障手帳 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> その他: 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要:	
第三者の	退院後の主介護者 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族構成の変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族内役割の変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要: 家族の社会活動変化 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要:	

退院後又は終了後のリハビリテーション計画(種類・頻度・期間)	備考
--------------------------------	----

本人・家族への説明	年	月	日	本人サイン	家族サイン	説明者サイン
-----------	---	---	---	-------	-------	--------

(リハビリテーション実施計画書及びリハビリテーション総合実施計画書記入上の注意)

- 日常生活自立度の欄については、「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について(平成3年11月18日 老健第102-2号)厚生労働大臣官房老人保健福祉部長通知によるランクJ1,J2,A1,A2,B1,B2,C1又はC2に該当するものであること。
- 痴呆老人の日常生活自立度判定基準の欄については、「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知によるランクI,II a,II b,III a,III b,IV又はMに該当するものであること。
- 日常生活(病棟)実行状況:「している活動」の欄については、自宅又は病棟等における実生活で実行している状況についてであること。
- 訓練時能力:「できる活動」の欄については、機能訓練室又は病棟等における訓練・評価時に行なうことができる能力についてであること。

様式 10 の 2

急性期入院加算及び急性期特定入院加算の施設基準に係る届出書添付書類
(入院診療計画書)

患者氏名 _____ 殿

病名 _____

経過	平成				〇日目	年	月	日
	1日目	2日目	3日目	4日目				
日時 (手術日・退院日 などを書き入れる)	入院日							退院日
治療 薬剤 (点滴・内服)								
処置								
検査								
安静度 リハビリ (OT・PTによる 指導を含む)								
食事 (栄養士による指 導も含む)								
清潔								
排泄								
患者さん及び ご家族への説明								

主治医: _____ 担当看護師: _____

注1 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって
変わり得るものである。

注2 入院期間については現時点で予想されるものである。

夜間勤務等看護加算の施設基準に係る届出書添付書類（勤務計画表）

保険医療機関名 _____ 年 月分、又は 日分
 番号 _____ 病棟名 _____ 病棟種別 _____ (主な診療科目: _____)
 勤務形態 [ア. 三交代 イ. 二交代 ウ. その他 (_____)]
 夜勤時間帯: 午後 _____ 時 ~ 翌朝 _____ 時 (16時間)

平均入院患者数 _____ 人 (A)

夜勤に当たる1日平均看護要員数 _____ 人 (B) = $\left[\frac{\text{延夜勤時間数 (C)}}{\text{日数} \times 16} \right]$

入院患者数 対 看護要員数 _____ : 1 (A/B)

月平均夜勤時間数 _____ 時間 = $\left[\frac{\text{延夜勤時間数 (C-D)}}{\text{夜勤時間帯に従事した実人員 (E)}} \right]$

番号	氏名	夜勤時間帯に従事した者 (夜勤専従・16時間以下は除く)	看護師・准看護師 ・看護補助者の別	1日	2日	日	夜勤時間数(計)		備考
				曜	曜	曜	全ての従事者	夜勤専従者16時間以下の者(再掲)	
								(C)	(D)	
		(E)	看護師・准看護師							
			看護補助者							

〔記載上の注意〕

- この様式は病棟ごとに作成すること。
- 日付の欄には、夜勤時間帯に従事した夜勤時間を記入すること。(例: 22時~7時)
- 「夜勤時間数(計)」欄には日付の欄に記入した従事者の夜勤時間数の合計を記入する。ただし、夜勤時間数(計)の合計を記入する(C)欄には当該病棟のすべての夜勤時間数の合計を記入し、D欄には夜勤専従者及び看護師長等月当たりの夜勤時間が16時間以下の者の夜勤時間数を記入する。
- 「夜勤時間帯に従事した者」欄には、夜勤を含む交代勤務を行う常勤者は1とし、病棟兼務及び非常勤職員の場合は、病棟勤務の実働時間を比例計算した上で数値を記入すること。ただし、夜勤専従者や看護師長等月当たりの夜勤時間が16時間以下の者は除外し、備考欄に勤務形態を具体的に記入すること。

【記入例 1】

別紙7の一般病棟の例

夜間勤務等看護加算の施設基準に係る届出書添付書類（勤務計画表）

保険医療機関名 A 病院 14年 4 月分、又は 日分
 番号 1 病棟名 〇〇 病棟 病棟種別 一般 (主な診療科目：内科)
 勤務形態 . 三交代 イ. 二交代 ウ. その他 ()
 夜勤時間帯：午後 16 時 ~ 翌朝 8 時 (16時間)

平均入院患者数 48 人 (A)

夜勤に当たる1日平均看護要員数 2.5 人 (B) = $\left(\frac{1200 \text{ 時間}}{30 \text{ 日} \times 16} \right)$

入院患者数 対 看護要員数 20 : 1 (A/B)

月平均夜勤時間数 66.6 時間 = $\left(\frac{1200 \text{ 時間}}{18 \text{ 人}} \right)$

*以下の勤務計画表はすべての従事者、日数を記載するため、別紙とすること

番号	氏名	夜勤時間帯に 従事した者 (夜勤専従・ 16時間以下 は除く)	看護師・准看護師 ・看護補助者の別	1日 曜	2日 曜	・・・	日 曜	夜勤時間数(計)		備考
								全ての 従事者	夜勤専従者 16時間以下 の者(再掲)	
1	〇〇	1	看護師	0-8:	-			72		
2	△△	1	准看護師	-	0-8:			64		

17	□□	1	看護師	-	-			64		
18	・・	1	准看護師	0-8:	-			72		
夜勤時間数(計)				40	40			(C) 1200	(D) 0	
夜勤時間帯に 従事した者 (計)		(E) 18		2.5	2.5					
		看護師・准看護師								
		看護補助者								

【記入例2】

別紙7の療養病棟の例

夜間勤務等看護加算の施設基準に係る届出書添付書類（勤務計画表）

保険医療機関名 A 病院 14年 4 月分、又は 日分
 番号 2 病棟名 △ △ 病棟 病棟種別 療養 (主な診療科目：内科、整形外科)
 勤務形態 (㊦ . 三交代 イ. 二交代 ウ. その他 ())
 夜勤時間帯：午後 17 時 ~ 翌朝 9 時 (16時間)

平均入院患者数 57 人 (A)

夜勤に当たる1日平均看護要員数 2.62人 (B) =
$$\left[\frac{1260 \text{ 時間}}{30 \text{ 日} \times 16} \right]$$

入院患者数 対 看護要員数 2.2 : 1 (A/B)

月平均夜勤時間数 62.9 時間 =
$$\left[\frac{1260 \text{ 時間} - 64 \text{ 時間}}{19 \text{ 人}} \right]$$

*以下の勤務計画表はすべての従事者、日数を記載するため、別紙とすること

番号	氏名	夜勤時間帯に 従事した者 (夜勤専従・ 16時間以下 は除く)	看護師・准看護師 ・看護補助者の別	1日	2日	……	日	夜勤時間数(計)		備考
				曜	曜	……	曜	全ての 従事者	夜勤専従者 16時間以下 の者(再掲)	
1	〇〇	1	看護師	23-9	-		-	7.2		
2	△△		准看護師	-	17-9		17-9	6.4	6.4	17-9月4回

17	□□	1	看護師	-	-		23-9	6.0		
18	・・	1	看護補助者	23-9	-		-	7.2		
夜勤時間数(計)				4.2	4.2		3.8	(C) 1260	(D) 64	
夜勤時間帯に 従事した者 (計)		(E) 19	看護師・准看護師	1.5	1.5		1.3			
			看護補助者	1.1	1.1		1.0			

診療所療養病床療養環境加算の施設基準に係る届出書添付書類

医療法許可病床数	床 $\left[\begin{array}{l} \text{うち療養病床} \\ \text{その他の病床} \end{array} \right. \begin{array}{l} \text{床} \\ \text{床} \end{array}$
1日平均入院患者数	名 $\left[\begin{array}{l} \text{うち療養病床} \\ \text{その他の病床} \end{array} \right. \begin{array}{l} \text{床} \\ \text{床} \end{array}$
1日平均入院患者数 算出期間	年 月 日 ~ 年 月 日
療養病床の概要	(様式22の2に記入)
機能訓練室の概要	(様式22の2に記入)
医師の数	(1) 現員数 _____ 名 (うち常勤医師数 _____ 名) (2) 医療法における標準の医師の数 _____ 名
看護師及び准看護師 の数	(1) 現員数 _____ 名 (2) 医療法における標準の看護師及び准看護師の数 _____ 名
看護補助者の数	(1) 現員数 _____ 名 (2) 医療法における標準の看護補助者の数 _____ 名
患者数	(1) 外来患者数(届出前1年間の平均) _____ 名 (2) 入院患者数(届出前1年間の平均) _____ 名

〔記入上の注意〕

- 1 その他の病床とは、療養病床以外の病床をいう。
- 2 医師数、看護師数・准看護師数及び看護補助者数は届出時の数を記入すること。